

# 資料 1

## 白木小学校・河内小学校・中村小学校統合委員会設置要綱

### (設置)

第1条 白木小学校と河内小学校と中村小学校の統合における事務全般に関し必要な事項を調査、協議し、統合小学校の円滑な開校に資するため、白木小学校・河内小学校・中村小学校統合委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 学校の名称、校歌、校章等に関すること。
- (2) 通学に関すること。
- (3) PTA の組織運営に関すること。
- (4) 教育課程及び学校行事に関すること。
- (5) その他統合に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会委員は、学校の教職員、児童の保護者代表及び住民代表のうちから、河南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置から学校に関する一連の事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は、意見を聞くことができる。

(部会等)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の達成に必要な調査・研究を目的に部会を設置する。

- 2 部会は、第2条に掲げる事項の調査・研究に必要な作業を行う。
- 3 部員は、委員長と教育委員会が協議のうえ、教育委員会が任命する。
- 4 部会の構成及び担当事務は、別表のとおりとする。
- 5 部会に部長及び副部長各1人を置く。
- 6 部長及び副部長は、部員の互選による。
- 7 部長は部会を代表し、委員会で部会の調査研究結果を報告する。
- 8 副部長は部長を補佐し、部長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 部会の会議は部長が招集する。ただし、第1回目の部会は委員長が招集する。
- 10 必要に応じて部会に研究会を設けることができる。

(事務局)

第8条 委員会の総括的な事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

- 2 第2条に規定する事務は、必要に応じて学校及び関係機関に依頼することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

統合委員会の部会構成及び担当事務

部会構成	担当事務
総務部会	1. 学校の名称、校歌、校章等に関すること 2. 通学に関すること 3. 式典行事に関すること
保護者部会	1. PTA の組織運営に関すること 2. 児童の学校生活に関すること 服装、帽子、体操服、カバン、体育館シューズ等
教育課程部会	1. 教育課程等に関すること 2. 学校行事に関すること 3. その他　　設備備品、事務関係等